

茨城県営業時間短縮要請等関連事業者支援一時金支給要綱  
(2021年8月から9月分)

(趣旨)

第1条 茨城県知事(以下「知事」という。)は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第24条第9項の規定に基づき、知事が行う営業時間の短縮要請及び不要不急の外出・移動の自粛要請(以下「営業時間短縮要請等」という。)により影響を受けた中小企業及び個人事業者等に対し、予算の範囲内において茨城県営業時間短縮要請等関連事業者支援一時金(以下「一時金」という。)を支給するものとし、その支給に関しては、この要綱に定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 一時金の支給対象となる者(以下「支給対象者」という。)は、主な事業が、茨城県の非常事態宣言等の影響を受けた者であり、かつ、営業時間の短縮要請を受けた県内の飲食店及びカラオケ店や大規模集客施設(施設内のテナントを含む)と直接の取引がある者等又は不要不急の外出・移動の自粛要請による直接的な影響を受けた者等であって、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

なお、主な事業とは、営業時間の短縮要請を受けた県内の飲食店及びカラオケ店や大規模集客施設(施設内のテナントを含む)との直接取引による影響、又は不要不急の外出・移動の自粛要請による影響を受けた事業であり、それらが年間売上の50%以上を占める事業とする。

- (1) 営業時間短縮要請等の影響により、2021年8月から9月までのいずれかの月(以下「対象月」という。)の売上(事業収入(法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第1項第31号に規定する確定申告書(以下「法人確定申告書」という。)の別表1における「売上金額」欄に記載されるもの及び所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第37号に規定する確定申告書(以下「個人確定申告書」という。)の第1表における「収入金額等」の事業欄に記載されるもの。)又は業務委託契約等収入((雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入であって、税務上、雑所得又は給与所得の収入として扱われるもの。ただし、事業収入を得ておらず、当該収入を主たる収入として雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者である場合に限る。)をいう。以下同じ。)が、前年又は前々年(以下「基準年」という。)の同月の売上(白色申告を行っている個人事業者又は業務委託契約等収入を主たる収入として雑所得又は給与所得の収入に計上している個人事業者については、基準年の月平均の売上)と比べて30%以上減少していること。
- (2) 対象月及び基準年の同月において、茨城県内に主たる事業所を有し、かつ、基準年において所得税又は法人税の納税地を茨城県内としていること。
- (3) 一時金の受給後も茨城県内で事業を継続する意思があること。
- (4) 2020年8月から9月までをその期間内に含む全ての事業年度の確定申告を行っていること。

(不支給要件)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、一時金を支給しない。

- (1) 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号。以下「条例」という。)第2条第1

号又は第3号に規定する者（以下、「暴力団等」という。）

- (2) 代表者又は役員等（役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。）のうちに条例第2条第3号に規定する者又は暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者がある事業者
- (3) 国、法人税法別表第1に規定する公共法人
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- (5) 政治団体
- (6) 宗教上の組織又は団体
- (7) 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和52年法律第74号）第2条第2項に規定する大企業者
- (8) 2021年8月1日から9月30日までの間に茨城県から営業時間の短縮要請を受けた事業者（飲食店及びカラオケ店や大規模集客施設（施設内テナントを含む））
- (9) 事業収入を得ておらず、主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した、被雇用者又は被扶養者である個人事業者
- (10) 暴力団等が実質的に経営を支配する者
- (11) 前各号に掲げる者のほか、一時金の趣旨・目的に照らして適当でないとして知事が判断する者

（警察本部等への確認）

第4条 知事は、必要に応じ一時金の支給を申請する者（以下「申請者」という。）について、前条第1項第1号、第2号及び第10号の該当の有無を県警察本部長に照会することができる。

（一時金の額）

第5条 1事業者あたりの支給額は次の各号のいずれかとする。

- (1) 対象月の売上が、基準年の同月の売上と比べて30%以上減少していることを要件に、基準年の年間売上高に応じて次のとおり決定し、1事業者あたり1回限り支給するものとする。

なお、基準年の売上高の算出は、原則として、法人確定申告書、個人確定申告書、又は、業務委託契約等収入によるものとする。ただし、法人において、法人確定申告書における事業年度と2019年（暦年）又は2020年（暦年）の年間売上高に相当な違いがある（コロナウイルス感染症の影響がある）と知事が認める場合には、2019年（暦年）又は2020年（暦年）の年間売上高によることができるものとする。

売上	年間売上高	支給額	年間売上高	支給額
30% 以上 減少	3,000万円未満	20万円	1億円以上～2億円未満	100万円
	3,000万円以上～4,000万円未満	30万円	2億円以上～3億円未満	200万円
	4,000万円以上～5,000万円未満	40万円	3億円以上～4億円未満	300万円
	5,000万円以上～6,000万円未満	50万円	4億円以上～5億円未満	400万円
	6,000万円以上～7,000万円未満	60万円	5億円以上	500万円
	7,000万円以上～8,000万円未満	70万円	—	—
	8,000万円以上～9,000万円未満	80万円	—	—
	9,000万円以上～1億円未満	90万円	—	—

(2) 酒税法（昭和 15 年法律第 35 号）第 7 条に規定する酒類の製造免許又は第 9 条に規定する酒類の販売業免許を受けている者（以下「酒類販売事業者等」という。）については、前号又は以下の算定方法のうちのいずれかの選択申請に基づき決定するものとする。

なお、以下の算定方法を選択した場合は、次の①又は②のうち、いずれか小さい金額を支給額とし、8月及び9月の2月分を一括で申請受付し、支給できるものとする。

その際、第2条第1号中、「2021年8月から9月までのいずれかの月（以下「対象月」という。）の売上」を、「2021年8月及び9月までのそれぞれの月（以下「対象月」という。）の売上」に読み替えるものとする。

① 対前年（又は対前々年）同月比での売上減少割合に基づく次の金額

売上減少割合	法人	個人
30%以上減少	20万円/月	10万円/月
70%以上減少	40万円/月	20万円/月
90%以上減少	60万円/月	30万円/月

② 対前年（又は対前々年）同月での売上減少額（差額）から国の月次支援金の給付可能性額（月次支援金の支給額が確定しておらず、売上減少割合 50%以上の場合は、法人：20万円、個人：10万円の支給があったとみなす。売上減少割合が 50%未満の場合は支給なしとみなす。）を控除した金額

※ 8月及び9月の月間売上の減少割合がいずれも 15%以上から 30%未満までの場合、9月の売上減少割合が 30%以上減少と同等の取り扱いとみなす。

（一時金の申請）

第6条 支給対象者は、一時金の支給を受けようとするときは、いばらき電子申請・届出サービス又は営業時間短縮要請等関連事業者一時金支給申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により、必要な書類（以下「証拠書類」という。）を添えて知事に申請するものとする。

2 前項の証拠書類は、次の各号に掲げる書類とする。

（1）申請者が法人の場合

ア 2019年及び2020年の8月から9月までをその期間内に含む全ての事業年度の法人確定申告書別表1の控え（收受日付印が押印（税務署において e-Tax により申告した場合は、受付日時及び受付番号が印字）されていること。なお、e-Tax による申告であって、受付日時等が印字されていない場合は、「受信通知」を添付すること。）

ただし、「受信通知」（以下「收受日付印等」という。）のいずれも存在しない場合には、当該年度の「納税証明書（その2所得金額用）」を併せて提出すること。

なお、基準年については、法人事業概況説明書の控えも併せて提出するものとするほか、基準年の年間売上高を暦年とする場合は、その基準年（暦年）の全ての月を含む事業年度の法人確定申告書別表1の控え（收受日付印が押印（税務署において e-Tax により申告した場合は、受付日時及び受付番号が印字）されていること。なお、e-Tax による申告であって、受付日時等が印字されていない場合は、「受信通知」を添付すること。）及び法人事業概況説明書の控え

イ 履歴事項全部証明書（申請時から3ヶ月以内に発行されたものに限る）

ウ 役員等名簿（様式第2号）

エ 基準年に関する主な事業（又は主な取引）における年間事業収入内訳書（様式第3号）

- オ 2019年及び2020年の事業収入の取引状況を示す帳簿書類、又は顧客台帳、取引伝票等のいずれかの書類の内、県内での取引に係る各年の対象月と同月中で取引金額の上位2者との取引書類の写し
  - カ 対象月の月間事業収入が確認できる売上台帳等（売上台帳、帳面その他の対象月の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類を原則とする。）
  - キ 対象月の事業収入の取引状況を示す帳簿書類、又は顧客台帳、顧客台帳、取引伝票等の書類の内、取引金額の上位2者との取引書類の写し
  - ク 法人名義の振込先口座の通帳の写し（表紙及び見開き部分）
  - ケ 対象月の主たる事業所の所有状況が確認できる書類（不動産登記簿謄本の写し又は賃貸借契約書、使用貸借承諾書、使用承諾書、賃借料領収書等いずれかの写し）
  - コ 酒類販売業免許通知書の写し又は酒類製造免許通知書の写し（酒類販売事業者等のみ）。なお、酒類枠を申請する事業者は、営業活動（店舗等の外観、内観、作業現場等）が分かる写真
  - サ 罹災証明書（2018年又は2019年に罹災した事業者のみ）
  - シ その他、知事が必要と認める書類
- (2) 申請者が個人事業者であって、青色申告を行っている場合
- ア 2019年及び2020年の個人確定申告書第一表の控え（收受日付印が押印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字）されていること。なお、e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は「受信通知」を添付すること。ただし、收受日付印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付番号の印字）又は「受信通知」（以下「收受日付印等」という。）のいずれも存在しない場合には、当該年度の「納税証明書（その2所得金額用）」を併せて提出することで足り、また、收受日付印等及び「納税証明書（その2所得金額用）」のいずれも存在しない場合には、当該年度の課税証明書又は非課税証明書を併せて提出すれば足りる。以下、同条第3号ア及び第4号アは同じ。）及び所得税青色申告決算書の控え（ただし、所得税青色申告決算書の控えを提出しない場合には、次号によるものとする。）
  - イ 基準年に関する主な事業（又は主な取引）における年間事業収入内訳書（様式第3号）
  - ウ 2019年及び2020年の事業収入の取引状況を示す帳簿書類、又は顧客台帳、取引伝票等のいずれかの書類の内、対象月と同月中で取引金額の上位2者との取引書類の写し
  - エ 対象月の月間売上が確認できる売上台帳等（売上台帳、帳面その他の2021年分の確定申告の基礎となる書類を原則とする。次号エにおいて同じ。）
  - オ 対象月の事業収入の取引状況を示す帳簿書類、又は顧客台帳、取引伝票等のいずれかの書類の内、取引金額の上位2者との取引書類の写し
  - カ 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し（表紙及び見開き部分）
  - キ 運転免許証その他の本人確認ができる書類の写し
  - ク 酒類販売業免許通知書の写し又は酒類製造免許通知書の写し（酒類販売事業者等のみ）
  - ケ 罹災証明書（2018年又は2019年に罹災した事業者のみ）
  - コ その他、知事が必要と認める書類
- (3) 申請者が個人事業者であって、白色申告を行っている場合
- ア 2019年及び2020年の個人確定申告書第一表の控え
  - イ 基準年に関する主な事業（又は主な取引）における年間事業収入内訳書（様式第3号）

- ウ 2019年及び2020年の事業収入の取引状況を示す帳簿書類、又は顧客台帳、取引伝票等のいずれかの書類の内、対象月と同月中で取引金額の上位2者との取引書類の写し
  - エ 対象月の月間売上が確認できる売上台帳等（売上台帳、帳面その他の2021年分の確定申告の基礎となる書類を原則とする。次号エにおいて同じ。）
  - オ 対象月の事業収入の取引状況を示す帳簿書類、又は顧客台帳、取引伝票等のいずれかの書類の内、取引金額の上位2者との取引書類の写し
  - カ 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し（表紙及び見開き部分）
  - キ 運転免許証その他の本人確認ができる書類の写し
  - ク 酒類販売業免許通知書の写し又は酒類製造免許通知書の写し（酒類販売事業者等のみ）。  
なお、酒類枠を申請する事業者は、営業活動（店舗等の外観、内観、作業現場等）が分かる写真
  - ケ 罹災証明書（2018年又は2019年に罹災した事業者のみ）
  - コ その他、知事が必要と認める書類
- (4) 申請者が主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者の場合
- ア 2019年及び2020年の個人確定申告書第一表の控え
  - イ 基準年に関する主な事業（又は主な取引）における年間事業収入内訳書（様式第3号）
  - ウ 2019年及び2020年の業務委託契約書及び源泉徴収票等収入があることを示す書類
  - エ 対象月の業務委託契約等収入が確認できる売上台帳等（売上台帳、帳面その他の2021年分の確定申告の基礎となる書類を原則とする。）
  - オ 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し（表紙及び見開き部分）
  - カ 運転免許証その他の本人確認ができる書類の写し
  - キ 罹災証明書（2018年又は2019年に罹災した事業者のみ）
  - ク その他、知事が必要と認める書類
- 3 申請者は、前項の証拠書類のうち2021年1月及び2月を対象とした第1回一時金、2021年4月及び5月、6月を対象とした第2回一時金の申請時に既に提出したものについては、提出を省略することができる。
- 4 一時金の申請期間は、知事が別に定める。

#### (申請の特例)

第7条 申請者は、次の各号に該当する場合、申請の特例を用いることができる。

- (1) 2019年1月から2020年12月までの間に開業（事業承継、法人化及び茨城県外から茨城県内への移転開業を含む。以下この号において同じ。）した事業者は、第2条第1号中、「前年又は前々年（以下「基準年」という。）の同月の売上」を、「2019年又は2020年中の売上を開業日の翌日（12月31日に開業した場合は開業日）が属する月から同年12月までの月数で除した金額」に、第6条第2項第1号オ中、第2号ウ中、第3号ウ中の「対象月と同月中で」を、それぞれ「開業日の翌日（12月31日に開業した場合は開業日）が属する月から同年12月まで」に読み替えることができるものとする。

また、2019年1月から2020年12月までの間に事業承継又は法人化した事業者は、事業の業態や所在地等が事業承継等前と実質的に同様であると知事が認める場合には、第2条第1号の該当性の判断にあたって、2021年の対象月と、事業承継前に事業を行っていた者又は法人化前の個人事業者の2020年又は2019年の同月の売上を比較することができるものとする。

- (2) 2021年8月を対象月とした場合は、2021年1月から4月までの間に開業（茨城県外から茨城県内への移転開業を含む。以下この号において同じ。）した事業者は、第2条第1号中、「前年又は前々年（以下「基準年」という。）の同月の売上」を、「2021年1月から7月までの売上を開業日の翌日が属する月から同年7月までの月数で除した金額」に、第6条第2項第1号オ中、第2号ウ中、第3号ウ中の「対象月と同月中で」を、それぞれ「開業日の翌日（12月31日に開業した場合は開業日）が属する月から同年12月まで」に読み替えるものとする。
- 2021年9月を対象月とした場合は、2021年1月から5月までの間に開業（茨城県外から茨城県内への移転開業を含む。以下この号において同じ。）した事業者は、第2条第1号中、「前年又は前々年（以下「基準年」という。）の同月の売上」を、「2021年1月から8月までの売上を開業日の翌日が属する月から同年8月までの月数で除した金額」に、第6条第2項第1号オ中、第2号ウ中、第3号ウ中の「対象月と同月中で」を、それぞれ「開業日の翌日（12月31日に開業した場合は開業日）が属する月から同年12月まで」に読み替えるものとする。
- (3) 2021年1月から対象月までの間に事業承継又は法人化した事業者は、第2条第1号の該当性の判断にあたって、2021年の対象月と、事業承継前に事業を行っていた者又は法人化前の個人事業者の2020年又は2019年の同月の売上を比較することができる。
- (4) 前条第2号ア、第3号ア及び第4号アの証拠書類について、基準年の確定申告の義務がない場合その他合理的な事由により提出できない場合は、当該年の月平均の売上が20万円以上である場合に限り、当該年分の住民税の申告書類の控えで代替することができる。この場合、第2条第1号の該当性の判断にあたっては、市町村民税・道府県民税申告書の様式（5号の4）における「収入金額等」の営業欄に相当する箇所に記載されるものを用いることとする。なお、住民税申告書類に收受印がない場合は、当該年度の課税証明書又は非課税証明書を併せて提出すれば足りる。
- (5) 2018年又は2019年に罹災したことを証明する罹災証明書を有する事業者は、第2条第1号の該当性の判断にあたって、2021年の対象月と、罹災した年又はその前年の対象月と同月の売上を比較することができる。

#### （宣誓・同意事項）

第8条 申請者は、次の各号に掲げる全ての事項について宣誓又は同意をするものとし、知事は、当該宣誓又は同意をしない者には、一時金を支給しない。

- (1) 第2条に規定する支給対象者であること。
- (2) 第3条に規定する不支給要件に該当しないこと。
- (3) 事業活動を行うために必要な法令上の許認可等をすべて得ていること。
- (4) 申請内容の裏付けとなる売上台帳等の帳簿書類及び通帳その他の証拠書類を7年間保存すること。
- (5) 知事が行う関係書類の提出指示、事情聴取及び立入検査に応じること。
- (6) 過去の県一時金の申請時に提出した基本情報等が審査のために用いられる場合があること。
- (7) 一時金の事務のために必要な範囲において、提出した基本情報等が第三者に提供される場合及び申請者の個人情報が第三者から取得される場合があること。
- (8) 後日、2021年の8月から9月までをその期間内に含む全ての事業年度の法人確定申告書別表1及び法人事業概況説明書の控え、個人確定申告書第一表の控え（青色申告書の場合は、所得税青色申告決算書の控えも含む）等を求めた場合には速やかに提出すること。

- (9) 虚偽や不正な手段により一時金を受給した場合には、一時金の返還を行うこと。
- (10) 知事が、不正受給により一時金の返還を命ずる場合には、その命令に係る一時金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を納付すること。なお、納付の期限は、当該返還及び納付に係る命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を納付すること。
- (11) 不正受給と判断された場合、申請者の屋号、氏名等を公表するとともに、不正内容が悪質な場合には刑事告発される場合があること。
- (12) 取引状況の確認のため、提出された書類に基づき、申請者の取引先に問合せすることがあること。
- (13) 本一時金は、事業所得に区分されることから課税対象であること。

#### (一時金の支給決定等)

第 9 条 知事は、第 6 条第 1 項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められるときは一時金の支給を決定し、一時金を支給するものとする。

2 知事は、前項の審査の結果、一時金の支給をしない決定をしたときは、申請者に対し茨城県営業時間短縮要請等関連事業者支援一時金不支給決定通知（様式第 4 号）により、その旨を通知するものとする。

#### (一時金支給の方法)

第 10 条 知事は、一時金の支給を決定したときは、申請者に対し口座振替払の方法により支給する。

#### (申請のみなし取り下げ)

第 11 条 知事は、関係書類の不備により振込不能等があり、知事が確認等に努めたにもかかわらず、30 日間関係書類の補正等が行われなかった場合その他申請者の責に帰すべき事由により支給できなかったと認められる場合には、当該一時金の申請が取り下げられたものとみなす。

#### (調査・提供)

第 12 条 知事は、一時金の支給について、必要と認められるときは、申請者等関係者に対して書類の提出を求め、事情聴取等を行うことができる。

2 知事は、一時金の支給に関する情報について、法令等に基づき、国及び地方公共団体等に対して提供することができる。

#### (支給決定の取り消し等)

第 13 条 知事は、一時金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、当該各号に定める額に係る支給決定を取り消すことができる。

(1) 故意若しくは重大な過失により申請書に虚偽の記載を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることのできない一時金の支給を受け、又は受けようとする場合、支給決定した一時金の全額

(2) 前号に該当しない場合であって、一時金の支給を受けた者に支給されるべき一時金の額を

超えて支給を受けた場合、当該支給されるべき額を超えて支払われた部分の額

- 2 知事は、前項第1号に該当すると認めるときは、同号に該当すると認めの日又は一時金の支給決定を取り消した日以後、当該者に一時金を支給しないものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による取り消しを行ったときは、取り消された者に対し、その旨を通知するものとする。

(一時金の返還等)

第14条 知事は、前条第1項の規定による取消しを行ったときは、期限を付して、既に支給した一時金の返還を命ずることができる。

- 2 知事は、前項の規定に基づく一時金の返還を命ずる場合には、その命令に係る一時金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 3 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、第1項の規定に基づく一時金の返還を命ぜられた者の納付した金額が返還を命ぜられた一時金の額に達するまでは、その納付金額は、当該返還を命ぜられた一時金の額に充てられたものとする。
- 4 第1項の規定に基づく一時金の返還及び第2項の規定に基づく加算金の納付の期限は、当該返還及び納付に係る命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要綱は、2021年10月29日から施行する。

付 則

この要綱は、2022年1月12日から施行する。





## (2) 個人事業者の基本情報

No	記載事項	記載欄
1	申請者名	(フリガナ.....)
2	申請者住所	〒
3	生年月日	(西暦) 年 月 日
4	電話番号 (連絡先)	TEL
5	電子メール (連絡先)	@
6	屋号	
7	県内の主たる事業所所在地	〒
8	過去の県一時金の申請	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (今回は初めての申請)

## 3 事業内容及び基準年・対象月の売上高、申請額

No	記載事項	記載欄
1	業種 (日本標準産業分類) ※申請要領P10 参照	
2	基準年の年間売上高 (税抜) ・確定申告書又は住民税申告書で確認できる事業収入 (営業等) の金額 (税抜) を記載。 ・事業収入に、新型コロナウイルス感染症対策として、国・地方公共団体の給付金・補助金・助成金等が加算されている場合は控除	<input type="checkbox"/> 2019年 <input type="checkbox"/> 2019年度 <input type="checkbox"/> 2020年 ( <input type="checkbox"/> 2020年度 <input type="checkbox"/> 2021年度 ) <small>年間売上高 240 万円以上の住民税申告書の方のみ</small> _____ 円 (税抜) (①)  ※2019年、2019年度、2020年、2020年度、2021年度のいずれかに <input checked="" type="checkbox"/> チェックし金額を記載。 ⇒チェックした年が「基準年」となり、「No.6」「No.9」の対象月と比較する年となります。
3	基準年の主な事業内容と事業内容別の年間売上高比率 ・主な事業は「No.2年間売上高」の50%以上を占める事業内容を記載 ・年間売上高に占める売上高割合は、「No.2の年間売上高」に占める売上高割合を記載	(内容)  年間売上高 _____ 円 (税抜) (②)
	主な事業の事業内容及び売上高 (税抜)	
	その他事業の事業内容	
	主な事業の年間売上高に占める売上高割合	_____ % (②/①×100)

4	<b>酒類販売事業者等確認</b> ・酒類販売事業者等とは、申請時点で有効な酒税法第7条に規定する酒類の製造免許又は第9条に規定する酒類の販売業免許を受けている事業者	<input type="checkbox"/> 酒類販売事業者等である。  ※酒類販売事業者等である場合は <input checked="" type="checkbox"/> チェック		
一般 枠 のみ 記入	5	<b>対象月の売上 (A)</b> ・税抜で確定申告書等を記載している場合は税抜に、税込で記載している場合は税込に <input checked="" type="checkbox"/> を記載し、金額を記載	<input type="checkbox"/> 税抜	2021年 月 円 ※税抜又は税込に <input checked="" type="checkbox"/> チェックし金額を記載。
	6	<b>対象月の前年 (前々年) 同月の売上 (B)</b> ・税抜/税込は (A) と同じ区分に <input checked="" type="checkbox"/> を記載	<input type="checkbox"/> 税込	年 月 円 ※前年又は (前々年) の選択は、「No.2の年間売上高」に合わせる
	7	<b>売上の減少率</b>	$(B - A) \div B \times 100 =$ % (30%以上であること)	
酒類 枠 のみ 記入	8	<b>対象月の売上 (C)</b> ・税抜で確定申告書等を記載している場合は税抜に、税込で記載している場合は税込に <input checked="" type="checkbox"/> を記載し、金額を記載。 ・両月の売上高の記載が必要	<input type="checkbox"/> 税抜	2021年8月 円  2021年9月 円 ※税抜又は税込に <input checked="" type="checkbox"/> チェックし金額を記載。
	9	<b>対象月の前年 (前々年) 同月の売上 (D)</b> ・税抜/税込は (C) と同じ区分に <input checked="" type="checkbox"/> を記載。 ・8月9月とも同じ年 (2019年又は2020年) で記載	<input type="checkbox"/> 税込	年8月 円  年9月 円 ※前年又は (前々年) の選択は、「No.2の年間売上高」に合わせる
	10	<b>売上の減少割合及び減少割合に基づく算定額</b> ・売上減少割合が両月とも30%以上減の場合は、2カ月分申請。15%~30%減が2カ月続いた場合は、1カ月分 (9月分) を申請。 ・売上減少割合に基づく算定額は次ページ参照	<b>【2021年8月分の売上減少割合及び減少割合に基づく算定額】</b> $(D - C) \div D \times 100 =$ % 算定額 円  <b>【2021年9月分の売上減少割合及び減少割合に基づく算定額】</b> $(D - C) \div D \times 100 =$ % 算定額 円	
11	<b>対象月の売上減少額から国の月次支援金を控除した金額</b> ・国月次支援金受給額が決定している事業者は受給金額を控除 ・申請中など未確定の事業者は、法人20万円/月、個人10万円/月が支給されたものとして控除。	<b>【8月分の売上減少額 (D - C) から国月次支援金額 (8月分) を控除した金額】</b> 円  <b>【9月分の売上減少額 (D - C) から国月次支援金額 (9月分) を控除した金額】</b> 円		
12	<b>申請額</b> ・一般枠: 「No.2」の年間売上高を基準に算定。支給額は、次ページで確認。 ・酒類枠: 「No.10」の売上の減少率を基準に算定した支給額と「No.11」の金額を比べて小さい方の金額を記載。8月・9月の両月が支援対象となる場合は、2カ月分合算して記載。	円		

申請の特例を活用した場合のNo6・9「対象月の前年（前々年）同月の売上（B）（D）」に記載する金額について

- ・2019年1月から2020年12月の間に開業した事業者：開業した年の年間の売上を、開業した日の翌日（12月31日開業の場合は開業日）が属する月から開業年12月までの月数で除した金額
- ・2021年1月から4月の間に開業した事業者：開業から2021年7月までの売上を、開業した日の翌日が属する月から2021年7月までの月数で除した金額 ※小数点切上げ

## ■支給額（申請額）

一時金の申請にあたっては、一般枠又は酒類枠を選択し、次表の算定方法により算定した金額を申請してください。

### （1）一般枠

売上減少割合▲30%以上の事業者に対し、基準年の年間売上高（税抜）に応じて次のとおり決定し、1事業者あたり1回限り支給します。

売上	年間売上高	支給額	年間売上高	支給額
30% 以上 減少	3,000万円未満	20万円	1億円以上～2億円未満	100万円
	3,000万円以上～4,000万円未満	30万円	2億円以上～3億円未満	200万円
	4,000万円以上～5,000万円未満	40万円	3億円以上～4億円未満	300万円
	5,000万円以上～6,000万円未満	50万円	4億円以上～5億円未満	400万円
	6,000万円以上～7,000万円未満	60万円	5億円以上	500万円
	7,000万円以上～8,000万円未満	70万円	—	—
	8,000万円以上～9,000万円未満	80万円	—	—
	9,000万円以上～1億円未満	90万円	—	—

### （2）酒類枠

次の①又は②のうち、いずれか小さい金額を支給額とし、8月及び9月の2月分を一括で申請受付し、支給します。

#### ①対前年（又は対前々年）同月比での売上減少割合に基づく次の金額

売上減少割合	法人	個人
30%以上減少	20万円/月	10万円/月
70%以上減少	40万円/月	20万円/月
90%以上減少	60万円/月	30万円/月

#### ②売上減少額から国の月次支援金の給付額（法人：20万円、個人：10万円）を控除した金額

※ 8月及び9月の月間売上の減少割合がいずれの月も15%以上30%未満減少した場合、減少割合が30%以上の場合の1月分を支給します。

#### 4 売上30%以上減少の要因

(1) 又は(2)のうち、いずれか該当する方に☑チェックを入れてください。

(1) 営業時間短縮要請に協力した県内の飲食店及びカラオケ店・大規模集客施設（施設内のテナント含む）（以下「営業時間短縮要請に協力した県内の飲食店等」）と直接取引があるため影響を受けた

- ・営業時間短縮要請に協力した県内の飲食店等との取引割合（金額）が、「50%未満」の場合や業務・業態の内容により、影響を受けたとみなさない場合がありますので、直接取引の割合及び事業内容の業務・業態の内容を記載してください。
- ・取引先の営業時間短縮要請に協力した県内の飲食店等の情報を（複数の取引先がある場合は取引金額の上位2者）記載し、取引を証明する証拠書類を店舗ごとに一つ提出してください。証拠書類は、原則、対象月と比較する2020年又は2019年の同月の取引に係る書類としてください。
- ・事実確認のため、取引先の飲食店等に連絡を入れることがあります。

<営業時間短縮要請を受けた県内の飲食店等との直接取引（金額）の割合>

基準年の営業時間短縮要請を受けた県内の飲食店等との直接取引（金額）の割合	_____ %
--------------------------------------	---------

<取引内容の業務・業態の内容>

取引内容の業務・業態の内容 ・具体的に記載すること	
------------------------------	--

<主な取引先①>

事業者名 (法人名又は個人名)	
店名	
所在地	
電話番号	

<主な取引先②>

事業者名 (法人名又は個人名)	
店名	
所在地	
電話番号	

**□（２）主に対面で個人向けに商品・サービス提供を行っており、不要不急の外出・移動の自粛要請に伴い直接的な影響を受けた**

・主な事業についてA欄又はB欄の□の該当箇所に☑チェックのうえ、主な事業の業務内容・業態について具体的に記載して下さい。

<p>A：主に対面で個人向けに商品・サービス提供を行っている事業者</p>	<p> <input type="checkbox"/> 運転代行業  <input type="checkbox"/> 鉄道・バス・タクシー  <input type="checkbox"/> 学習塾・各種習い事、スポーツジム、スポーツクラブ  <input type="checkbox"/> 理・美容業  <input type="checkbox"/> 公衆浴場  <input type="checkbox"/> ネイルサロン、マッサージ店・エステティックサロン  <input type="checkbox"/> 整体院・接骨院・鍼灸院  <input type="checkbox"/> クリーニング店  <input type="checkbox"/> 写真館・貸衣装  <input type="checkbox"/> ホテル・旅館・簡易宿所  <input type="checkbox"/> 旅行代理店・レンタカー・観光客用駐車場  <input type="checkbox"/> 観光売店・土産物屋  <input type="checkbox"/> 司会業  <input type="checkbox"/> 結婚式場・葬儀場・結婚相談業  <input type="checkbox"/> 小売事業者（雑貨屋・アパレルショップ、リサイクルショップ等）  <small>※小売事業者：店舗所有者に限る。インターネット通信販売のみは対象外。</small>  <input type="checkbox"/> 音楽・文化イベント企画・運営、イベント等の演者  <input type="checkbox"/> 娯楽施設（遊園地・動物園・水族館・映画館・マージャン店、パチンコ店等）  <input type="checkbox"/> 飲食業  <small>※飲食業：営業時間短縮要請を受けていない、「5時～20時までのみを営業時間としており、かつ、酒類・カラオケの提供をしていない事業者」又は「テイクアウトのみで営業している事業者」に限る。</small>  <input type="checkbox"/> ホスト・ホステス・コンパニオン・芸妓  <input type="checkbox"/> 家屋修理、家電修理  <input type="checkbox"/> 造園業         </p>
<p>B：主に対面で個人向けに商品・サービス提供を行っている事業者と一体不可分でサービスを提供しており、直接的な影響を受けた事業者</p>	<p> <input type="checkbox"/> 主に対面で個人向けに商品・サービス提供を行っている事業者と一体不可分でサービスを提供    <small>※「主に対面で個人向けに商品・サービス提供を行っている事業者と一体不可分でサービスを提供しており、直接的な影響を受けた事業者」については、<b>県が業務・業態の内容から、一体不可分でサービスを提供していると認めた場合のみ</b>、支給対象となります。</small> </p>

<p>主な事業の業務内容・業態</p> <p>・A欄・B欄どちらに☑チェックした場合も記載すること。</p> <p>・具体的に記載すること</p>	
---	--

## 5 申請者本人名義の振込先口座に関する情報

振込先金融機関名	本・支店名	金融機関コード	支店コード	種目	口座番号（右詰めで記入）
<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> 信用組合 <input type="checkbox"/> 農協 <input type="checkbox"/> 労働金庫	<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所	..... ..... .....	..... ..... .....	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	..... ..... ..... ..... ..... .....
フリガナ					
口座名義					

## 6 宣誓・同意事項

申請にあたり、①～③の内容について、宣誓・同意することが必要となります。紙申請の場合は、内容を確認のうえ、自筆で申請者名（法人名又は個人名）を記載すること。電子申請の場合は各項目にチェックすること。

申請者名	私は、以下の①～③の項目全てにおいて宣誓・同意します。  <p style="text-align: center;">※ 法人名又は個人名を自筆で記載してください（印鑑・スタンプ不可）。</p>
------	--

①次の支給対象者の要件を全て満たすこと。

- ・一般枠の場合、営業時間短縮要請及び不要不急の外出・移動の自粛要請等の影響により、2021年8月又は9月のいずれかの月の売上が、前年又は前々年の同月の売上と比べて30%以上減少していること。
- ・酒類枠の場合、営業時間短縮要請及び不要不急の外出・移動の自粛要請等の影響により、2021年8月又は9月のいずれかの月の売上が、前年又は前々年の同月の売上と比べて30%以上減少している、又は2021年8月及び9月の月の売上が、前年又は前々年の同月の売上と比べて、いずれの月も15%以上減少していること。
- ・対象月及び基準年の同月において、茨城県内に主たる事業所を有し、かつ、基準年において所得税又は法人税の納税地を茨城県内としていること。
- ・一時金の受給後も茨城県内で事業を継続する意思があること。
- ・2020年8月から9月までをその期間内に含む全ての事業年度の確定申告を行っていること。

②次の不支給要件に該当しないこと。

- ・茨城県暴力団排除条例第2条第1号又は同条第3号に規定する者（暴力団等）
- ・代表者又は役員等（役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。）のうちに茨城県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等に該当する者又は暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者がある中小企業者等
- ・暴力団等が実質的に経営を支配する者（また、上記内容に該当しないことを確認するため、警察本部に照会することについて承諾する）
- ・国、法人税法別表第1に規定する公共法人（国立大学法人、独立行政法人等）
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- ・政治団体
- ・宗教上の組織又は団体
- ・中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和52年法律第74号）第2条第2項に規定する大企業者
- ・2021年8月1日から9月30日までの間に茨城県から営業時間短縮の要請を受けた事業者（飲食店

及びカラオケ店、大規模集客施設（施設内テナントを含む）

- ・事業収入を得ておらず、主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した、被雇用者又は被扶養者である個人事業者

- ③事業活動を行うために必要な法令上の許認可等をすべて得ていること。
- ④申請内容の裏付けとなる売上台帳等の帳簿書類及び通帳その他の証拠書類を7年間保存すること。
- ⑤知事が行う関係書類の提出指示、事情聴取及び立入検査に応じること。
- ⑥過去の県一時金の申請時に提出した基本情報等が審査のために用いられる場合があること。
- ⑦一時金の事務のために必要な範囲において、提出した基本情報等が第三者に提供される場合及び申請者の個人情報等が第三者から取得される場合があること。
- ⑧後日、2021年の8月から9月までをその期間内に含む全ての事業年度の法人確定申告書別表1及び法人事業概況説明書の控え、個人確定申告書第一表の控え（青色申告書の場合は、所得税青色申告決算書の控えも含む）等を求めた場合には速やかに提出すること。
- ⑨虚偽や不正な手段により一時金を受給した場合には、一時金の返還を行うこと。
- ⑩知事が、不正受給により一時金の返還を命ずる場合には、その命令に係る一時金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付すること。なお、納付の期限は、当該返還及び納付に係る命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付すること。
- ⑪不正受給と判断された場合、申請者の屋号、氏名等を公表するとともに、不正内容が悪質な場合には刑事告発される場合があること。
- ⑫取引状況の確認のため、提出された書類に基づき、申請者の取引先に問合せすることがあること。
- ⑬本一時金は、事業所得に区分されることから課税対象であること。

## 7 添付書類 ※法人は（1）、個人事業者は（2）に記載。

- ・申請にあたり、次の書類が必要です。2021年1～2月又は4～6月を対象とした、一時金を申請した事業者は、申請時に提出済の書類を省略することができますので、今回、添付した書類及び提出を省略した添付書類が分かるよう、チェックを入れてください。
- ・電子申請は、添付書類の合計が20MBを超えると申請できないので、留意してください。  
なお、1MBの写真20枚、500KBの写真40枚程度まで添付可能ですので、目安としてください。
- ・20MBを超える場合は、原則、紙申請としてください。

### （1）法人の添付書類

書類名	今回添付	今回省略	
		1～2月分に添付したため、今回省略 ※（－）は省略不可	4～6月分に添付したため、今回省略 ※（－）は省略不可
① 申請書（様式第1号）	<input type="checkbox"/>	－	－
② 確定申告書（写し） <基準年> ・別表1 ・法人事業概況説明書 ・受信通知（e-Taxの場合） 又は納税証明書 <基準年以外> ・別表1	2019年	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	2020年	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ 履歴事項全部証明書全ページ（写し）	<input type="checkbox"/>	－	－
④ 役員名簿（様式第2号）	<input type="checkbox"/>	－	－



⑤ 基準年に関する主な事業における年間事業収入内訳書（様式第3号）		<input type="checkbox"/>	—	—
⑥ 対象月（2021年8月又は9月）の月間事業収入が確認できる日別の売上台帳等（写し）		<input type="checkbox"/>	—	—
⑦ 2019～2021年の対象月の事業収入の取引状況を示す書類（各年取引金額上位2者）	2019年	<input type="checkbox"/>	—	—
	2020年	<input type="checkbox"/>	—	—
	2021年	<input type="checkbox"/>	—	—
⑧ 通帳の写し（表紙及び見開き部分）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<b>【対象者（※）のみ】</b>				
⑨ 不動産登記簿謄本（写しも可） ※事業所を自己所有している事業者のみ		<input type="checkbox"/>	—	—
<b>【対象者（※）のみ】</b>				
⑩ 賃貸借契約書、使用賃貸承諾書、使用承諾書、賃借料領収書等（写し） ※事業所を賃貸している事業者のみ		<input type="checkbox"/>	—	—
<b>【対象者（※）のみ】</b> ⑪ 申請特例による追加書類	開業届	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	罹災証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	収入申立書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<b>【対象者（※）のみ】</b> ⑫ 酒類販売業免許通知書又は酒類製造免許通知書の写し及び酒類の製造・卸・販売業の実態が分かる写真	免許通知書の写し ※酒類販売事業者等のみ	<input type="checkbox"/>	—	—
	写真（1枚：今年のもの） ※酒類枠のみ	<input type="checkbox"/>	—	—
<b>【対象者（※）のみ】</b> ⑬ 国の月次支援金の給付通知書の写し ※酒類販売事業者等、かつ、国の月次支援金を申請した事業者のみ。 ※申請中の場合は、後日、提出も可。		<input type="checkbox"/>	—	—

## （2）個人事業主の添付書類

書類名	今回添付	1～2月分に添付したため、今回省略 ※（－）は省略不可	4～6月分に添付したため、今回省略 ※（－）は省略不可
① 申請書（様式第1号）	<input type="checkbox"/>	—	—
② 確定申告書 <div style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; padding: 0 5px;">           &lt;基準年&gt;            ・第一表            ・受信通知（e-Taxの場合）            又は納税証明書又は課税/非課税証明書            ・青色申告決算書（青色申告の場合）            &lt;基準年以外&gt;            ・第一表         </div>	2019年	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	2020年	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ 基準年に関する主な事業における年間事業収入内訳書（様式第3号）	<input type="checkbox"/>	—	—
④ 対象月（2021年8月又は9月）の月間事業収入が確認できる日別の売上台帳等（写し）	<input type="checkbox"/>	—	—





## 主な事業（又は主な取引）における基準年の年間事業収入内訳書

- ・ 主な事業は、年間売上高の50%以上を占める事業をいいます。
- ・ 主な取引は、取引金額の上位2者とします。
- ・ 3の「主な事業（又は主な取引）における年間事業収入内訳」欄に、申請者のすべての事業や取引のうち、主な事業又は主な取引の内容を抜粋し、簡潔に内容を記載してください。
- ・ 収入金額は、確定申告書等に併せて、税抜又は税込で記載してください。（税抜又は税込いずれかに☑）

1 基準年： \_\_\_\_\_ 年／年度

2 事業者名： \_\_\_\_\_

3 主な事業（又は主な取引）における年間事業収入内訳 単位：円

月	主な事業（又は主な取引）の内容 ※主な取引は取引先も記載	収入金額 〔 <input type="checkbox"/> 税抜 <input type="checkbox"/> 税込 〕 ⇒いずれかに☑
1月		円
2月		円
3月		円
4月		円
5月		円
6月		円
7月		円
8月		円
9月		円
10月		円
11月		円
12月		円
合計		円

様式第4号

番 号  
年 月 日

殿

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県営業時間短縮要請等関連事業者支援一時金不支給決定通知

年 月 日付で申請のあった上記一時金については、下記の理由により支給しないことに決定したので、茨城県営業時間短縮要請等関連事業者支援一時金支給要綱（以下「要綱」という。）第9条第2項の規定により通知する。

記

1 不支給の理由

要綱第2条に規定する支給対象者の要件を満たさないため

要綱第3条に規定する不支給要件に該当するため

その他

( )